

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機防災設備用窒素ガスボンベユニット内の圧力計及び安全弁接続部（4箇所）に窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	サービス建屋1階応急処置室から屋外への退出扉下部架台の亀裂部より、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	主復水器細管洗浄装置用循環ポンプ（B）の入口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
4	2号機	主蒸気配管ドレンテスト弁の保温材下部の主蒸気隔離弁室床面に水のリークの痕跡が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
5	2号機	タービン建屋大物搬入口前立坑脇（屋外）の地面に陥没が認められたため、当該地面を点検・調査	A	6月1日再審議にて グレード変更 C → A
6	2号機	主発電機固定子冷却装置用冷却水クーラー（A）の下部より水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	原子炉補機冷却系ポンプ（C）の出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	3号機	復水脱塩装置の通葉再生用苛性ソーダ加温用蒸気流量調整弁の点検において、弁棒を新製交換した状態で、ストロークの調整が出来ないことが認められたため、対応検討	D	
9	3号機	タービン建屋油貯蔵タンク室油ドレンサンプポンプの点検において、振動値が管理値を外れており調査したところ、電動機側のカップリングが緩くなっていることが認められたため、当該ポンプカップリング（電動機側・ポンプ側共に）を交換	D	
10	3号機	サービス建屋換気空調系電気品室冷凍機（B）用圧縮機のマンホール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	取水設備スクリーン塵芥収集ピットエリア内の電源ケーブル集合桁に雨水が浸入し、当該ケーブル集合桁内の電源ケーブルが浸水しているため、当該ケーブル集合桁を点検・修理	D	
12	4号機	取水設備スクリーン塵芥収集ピットエリア内の電源ケーブル集合桁に雨水が浸入し、当該ケーブル集合桁内の電源ケーブルが浸水しているため、当該ケーブル集合桁を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉建屋換気空調系低圧炉心スプレイポンプ室局所空調機用冷却水ベント弁の浸透探傷検査において、弁棒に指示模様は認められたため、当該弁棒を修理	D	
14	6号機	原子炉冷却材浄化系の耐圧漏えい検査において、事前に動作しないように処置していた同系安全弁（2台）より漏えいが認められたため、当該安全弁の動作防止用器具を増し締めし、検査を再開	D	

15	6号機	復水脱塩装置中間樹脂槽の圧力計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧力計を修理	D	
16	6号機	原子炉格納容器サプレッションプール水温度検出器の点検において、プロセス計算機の温度表示値に、温度記録計の指示値より低目の表示が認められたため、プロセス計算機の温度表示回路を点検・修理	D	
17	6号機	原子炉隔離時冷却系封水ポンプの浸透探傷検査において、インペラウェアリングに指示模様が認められたため、対応検討	D	
18	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の点検において、新製交換したグラウンドパッキン（2箇所）の軸方向の間隙寸法に管理値外れが認められたため、当該グラウンドパッキンを再製作及び対応検討	C	
19	6号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（2本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
20	6号機	燃料装荷時に使用する制御棒の操作手順を、自動的に監視するための制御棒値ミニマイザを起動するため、データの初期化操作を実施したところ、正常に起動しなかったため、対応検討	C	
21	6号機	使用済燃料プール内の使用済燃料集合体（3体）の上部に、チャンネルボックスの表面酸化膜の剥離片（3枚）が発見されたため、対応検討	D	
22	6号機	非常用電気品室換気空調系冷却水膨張タンク（B）への補給水圧力調整弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	6号機	非常用電気品室換気空調系冷却水膨張タンク（B）のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	その他	社内文書「放射性液体廃棄物管理四半期報（平成20年度第3四半期）」の備考欄記載の「3ヶ月の放水口における検出限界値（コバルト60代表）」に転記ミスによる誤記が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで